

大田市公告第59号

令和4年7月3日に執行する大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理審議会委員選挙について、宅地所有者が選挙する委員の選挙、並びに借地権を有する者が選挙する委員の選挙は、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

令和4年6月21日

大田市長 楫野 弘和